

西宮市住宅改修費受領委任払方式実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第45条第1項に規定する居宅介護住宅改修費及び法第57条第1項に規定する介護予防住宅改修費（以下これらを「住宅改修費」という。）の支給について、住宅改修を行った施工業者への受領委任払い方式を認めることにより、利用者の一時的な支払の負担を軽減し、もって住宅改修の利用の促進を図ることを目的とする。

(対象者)

第2条 対象者は、法第41条第1項に規定する居宅要介護被保険者（住宅改修を行おうとする住宅に居住している者に限る。）及び法第53条第1項に規定する居宅要支援被保険者（住宅改修を行おうとする住宅に居住している者に限る。以下これらを「居宅被保険者」という。）とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する者を除く。

- (1) 法第66条又は法第69条の規定により保険給付の制限を受けている者
- (2) 生活保護受給者

(事前申請)

第3条 第1条に規定する受領委任払い方式を利用しようとする居宅被保険者は、住宅改修を行う前に、居宅介護（介護予防）住宅改修費事前承認申請書に次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第75条第1項第3号又は同規則第94条第1項第3号に規定する書類
- (2) 住宅改修に要する費用の内訳書
- (3) 住宅改修後の見取図
- (4) 住宅改修前の写真
- (5) 改修を行った住宅の所有者が当該居宅被保険者でない場合には、住宅改修にかかる所有者の承諾書

(承認)

第4条 市長は、前条の申請書を受け取ったときは、承認の可否を決定し、その旨を居宅介護（介護予防）住宅改修費受領委任払承認・不承認通知書により当該申請者に通知するものとする。

(給付費の支給)

第5条 前条の承認を受けた者は、住宅改修費の支給を受けようとするときは、住宅改修

の完了後に、居宅介護（介護予防）住宅改修費支給申請書に次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

（１）住宅改修後の写真

（２）住宅改修に要した費用に係る領収証

- ２ 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査して、住宅改修費の支給の可否を決定し、その旨を介護給付費支給（不支給）決定通知書により当該申請者に通知するとともに、居宅介護（介護予防）住宅改修費受領委任払支払通知書を当該住宅改修を行った施工業者に送付して、住宅改修費を当該施工業者が指定する金融機関の預金口座に振り込むこととする。

（補則）

第 6 条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。